



平成 25 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 崎 雄 一 郎
(コード番号：2191)
問 合 せ 先 取 締 役 山 本 龍 平
電 話 0 3 - 6 2 7 2 - 6 4 7 7

**第三者割当による第 8 回乃至第 11 回新株予約権の発行に関するお知らせ
(行使価額修正条項付新株予約権の発行)**

当社は、平成 25 年 5 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 8 回乃至第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 6 月 18 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	248 個（第 8 回乃至第 11 回新株予約権合計：1 回号あたりの新株予約権の個数は 62 個）
(3) 発 行 価 額	総額 17,690,212 円（第 8 回・第 9 回新株予約権 1 個につき金 79,075 円、第 10 回・第 11 回新株予約権 1 個につき金 63,588 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	・当初行使価額における潜在株式数：749,354 株（第 8 回乃至第 11 回新株予約権合計） 第 8 回・第 9 回新株予約権：当初行使価額（3,978 円）による各回号の潜在株式数 194,821 株 第 10 回・第 11 回新株予約権：当初行使価額（4,309 円）による各回号の潜在株式数 179,856 株 ・下限行使価額（各回号共通 2,320 円）における潜在株式数：1,000,000 株（第 8 回乃至第 11 回新株予約権合計） なお、本新株予約権の行使により交付される株式数の上限は 1,000,000 株に制限されているため、本新株予約権全てが下限行使価額で行使された場合においても交付株式数は最大 1,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	3,092,190,212 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（第 8 回乃至第 11 回新株予約権合計）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第 8 回乃至第 11 回新株予約権合計）を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用を差し引いた金額となります。

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第8回・第9回新株予約権 3,978 円 第10回・第11回新株予約権 4,309 円 本新株予約権の当初の行使価額は、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月31日）の株式会社大阪証券取引所（株式会社東京証券取引所との現物市場統合が行われる平成25年7月16日以後は、株式会社東京証券取引所とする。以下「大証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（ただし、気配表示を含む。以下「大証終値」という。）の120%（第8回・第9回新株予約権）・130%（第10回・第11回新株予約権）に相当する価額です。 当社は、本新株予約権の割当日の翌日（平成25年6月19日）以降、当社の判断により、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます（同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。）。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日の大証終値の平均値の90%に修正され、行使価額の修正を決定した日の翌々営業日（以下「修正開始日」という。）以降適用されます。以降、毎月第2金曜日に、その日まで（当日を含む。）の直前5連続取引日の大証終値の平均値の90%に修正されます。ただし、上記計算の結果、修正行使価額が「リセット価額」（※）を下回る場合、修正行使価額はリセット価額となります。なお、下限行使価額は2,320円（発行決議日の大証終値の70%）です。 また、修正開始後、大証終値が10取引日連続してリセット価額を下回った場合、当該10連続取引日の最終取引日の翌日以降、行使価額は修正開始日の前日において有効であった行使価額に戻り、当社は、残存する本新株予約権について、割当日の翌日以降の2年間、何度でも上記のとおり行使価額の修正開始を決定することができます。 ※リセット価額とは、行使価額修正の決定を行った日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日の大証終値の平均値の80%又は下限行使価額のいずれか高い価額を指します。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の行使により交付される株式数の上限を1,000,000株とすること、割当予定先は当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について合意する予定です。 （詳細については、「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」をご参照下さい。）

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、「医・療・を・創・る」をミッションとして、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心とした研究開発、全国の医療機関に対する営業開拓、セミナー等を通じた患者に対する情報提供、学会等での発表を中心とした学術活動及び大学・研究機関等に対する細胞加工施設の運営受託・保守管理サービス等を継続的に行い、事業拡大を図っております。

現在、がんの治療には、主に標準治療といわれる次の3種類の治療法が用いられています。

- ①「外科療法（手術）」
- ②「化学療法（抗がん剤治療）」
- ③「放射線療法」

がんと診断された場合、一般的にこれらの標準治療の実施が検討されます。局所的ながんの治療には、外科療法や放射線療法が、全身に対しての治療には化学療法等が用いられます。しかし、これらの標準治療だけでは治療できないがんもあり、第4の治療法として「がん免疫療法」が注目されています。

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法は、このがん免疫療法の一つです。がん免疫療法の歴史は1970年代から続くもので、その種類は多岐に亘りますが、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃できる「特異的免疫療法」に属する「がんワクチン療法」の一つです。

樹状細胞ワクチン療法は、現在、世界中で臨床研究が行われておりますが、その有効性については、臨床研究において検証されている途上であるため、当社契約医療機関では自由診療として提供されております。平成25年4月16日のプレスリリースで開示させていただきましたように、現在、当社は、国立大学法人九州大学と共同研究契約を締結し、樹状細胞ワクチンの細胞医薬品の開発実現に向けた活動を本格化しております。

一方、当社を取り巻く環境につきましては、免疫療法を行う医療機関の増加に伴う競争環境の変化や再生医療・細胞治療の実用化・産業化に向けた政策・規制環境の進展等、大きく変化しております。

このような環境変化の下、当社は、更なる成長を実現するために、「先進医療・医薬品化等の推進」、「既存事業である細胞治療技術開発事業の拡大」、「海外市場（アジア）への展開」、「競争力・差別性の強化」を成長戦略の重点施策と位置付けております。

「先進医療・医薬品化等の推進」につきましては、先進医療に向けた支援及び医薬品等の開発を推進してまいります。「既存事業である細胞治療技術開発事業の拡大」につきましては、基盤提携医療機関の開拓を積極的に行ってまいります。当社は、新たな基盤提携医療機関を開拓し、細胞培養施設等の設備投資を拡大させることにより、症例数を増加してまいります。また、再生医療・細胞治療の実用化・産業化に向けた政策・規制環境の進展により、現在、医療機関が行っている細胞培養・加工を外部に委託することが可能となると期待されています。当社は、この規制の変化に応じ、細胞培養受託ビジネスへの参入も視野に入れ、対応してまいります。「海外市場（アジア）への展開」につきましては、樹状細胞ワクチン療法を東南アジア及び中国等に拡大してまいります。「競争力・差別性の強化」につきましては、大学との共同研究を推進することにより、がん抗原の実用化及びエビデンス（科学的根拠）の拡充等を図ってまいります。

また、当社が上記重点施策を実行していくに際して借入金の返済による有利子負債の圧縮は、支払利息や借換えコストの低減、自己資本比率の向上にもつながり、当社の財務基盤の強化を図るために有効な手段であります。

当社は、上記成長戦略の実現を図るために、多額の資金を確保する必要があります。特に、医薬品等の開発には、通常、上市までに長い期間と多額の費用がかかります。そこで今般、当社は、医薬品等の開発に係る資金、細胞培養施設等の設置に係る資金、海外事業の推進に係る資金、共同研究に係る資金及び有利子負債の返済に係る資金を調達することを目的として、「(3) 本新株予約権を選択した理由」に基づき、本新株予約権の発行を決定いたしました。

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の主な特徴は以下のとおりです。

① 本新株予約権の構成、当初行使価額及び行使に対する当社の基本的な方針について

- ・本新株予約権は全4回号で構成されており、1回号ごとに62個の新株予約権から成り立っております。本新株予約権1個あたりの出資金額は1,250万円に固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払込まれる出資金額は7億7,500万円、全4回号合計で31億円です。
- ・本新株予約権の当初行使価額は、第8回・第9回新株予約権が3,978円（発行決議日終値の120%）、第10回・第11回新株予約権が4,309円（発行決議日終値の130%）と、発行決議日の終値より高い水準にそれぞれ設定されております。これは、当社が、将来の株価上昇を見据えながら段階的に株式を発行していくことを期待して設定したものです。このため、当社は原則として本新株予約権が当初行使価額で行使されることを想定しております。
- ・当初行使価額で全ての新株予約権が行使された場合に交付される株式数は749,354株であり、発行決議日現在の発行済株式数に対する希薄化率は5.7%と限定されております。なお、割当予定先である野村證券（以下「割当予定先」という。）は、株価が当初行使価額を上回った場合において、当社株式動向及び市場環境に鑑み、割当予定先の判断で行使を行います。

② 当社の判断による行使価額修正

- ・当社は、上記①に記載のとおり、原則として本新株予約権が当初行使価額で行使されることを想定しておりますが、当社の判断で行使価額の修正を決定する選択権を有しております。
- ・行使価額の修正により、本新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。ただし、本新株予約権には発行決議日終値の70%の水準に下限行使価額が設定されており、また、本新株予約権の行使により交付される株式数の上限は1,000,000株となっているため、仮に本新株予約権が全て下限行使価額で行使された場合においても、発行決議日現在の発行済株式数に対する希薄化率は7.6%にとどまります。

行使価額の修正及び行使のプロセスは以下のとおりです。

- ・当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降の2年間、行使価額修正の決定を行おうとする日の直前5連続取引日の大証終値の平均値が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定（※1）することができます（同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です）。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日（当日を含まず。）に先立つ5連続取引日の大証終値の平均値の90%に修正され、修正開始決定日の翌々営業日（以下「修正開始日」という。）以降適用されます。以降、毎月第2金曜日に、その日まで（当日を含む。）の直前5連続取引日の大証終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は2,320円（発行決議日の大証終値の70%）です。
- ・ただし、上記計算の結果、修正行使価額が「リセット価額」（リセット価額とは、「行使価額修正決議日（当日は含まず。）の直前5連続取引日の大証終値の平均値の80%」又は下限行使価額のいずれか高い価額を指します。）と呼ばれる株価水準を下回る場合、修正行使価額はリセット価額となりますので、行使価額はリセット価額未満に修正されることはありません。
- ・当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、修正開始日までに、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を当社に対し表明します。
- ・割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件（※2）が満たされている限り、権利行使最終期日（平成28年6月17日）までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、修正開始日までに行使を表明しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ・行使価額の修正開始日以後、大証終値が 10 取引日連続してリセット価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）。
- ・行使価額が修正開始日の前日において有効であった行使価額に戻った後、当社は、残存する本新株予約権について、割当日の翌日以降の 2 年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

※ 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。

※ 2 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、大証終値が 10 取引日連続してリセット価額を下回らないこと、2) 当社が本新株予約権の取得を行わないこと及び 3) 当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

③ 本新株予約権の任意取得

- ・当社は、当社の判断により、いつでも、払込金額と同額で本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

④ 本新株予約権の強制取得

- ・当社は、本新株予約権の発行後、30 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の大証終値の全てが 1,657 円を下回った場合、当該 30 連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、払込金額と同額で残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

（3）本新株予約権を選択した理由

上記「（1）資金調達の主な目的」に記載した施策を遂行するために、当社は、様々なエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、株価への影響や既存株主の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを最も重視しました。

その結果、当社は、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、本新株予約権は、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本新株予約権の主な特徴）

＜当社のニーズに応じた特徴＞

① 株価上昇に合わせた段階的な行使が可能

本新株予約権は、当初行使価額が発行決議日終値の 120%・130%の 2 段階に設定されております。このため、将来の株価上昇を見据えながら段階的に株式を発行していくことが期待されます。

② 希薄化に配慮した設計

本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合における潜在株式数は 749,354 株（発行決議日現在の発行済株式数 13,137,000 株の 5.7%）と、株式価値の希薄化は限定されております。

なお、本新株予約権は当社の判断で行使価額修正の決定を行うことが可能であり、行使価額の修正により交付される株式数は変動いたします。ただし、下限行使価額が設定されており、また、本新株予約権の行使により交付される株式数の上限は 1,000,000 株となっているため、仮に下限行使価額で本新株予約権が全て行使された場合においても、発行決議日現在の発行済株式数の 7.6%にとどまります。

③ 株価への配慮がなされている

上記「（2）本新株予約権の商品性 ①」に記載のとおり、当社は原則として本新株予約権が当初行使価額で行使されることを想定しております。このため、基本的には株価が当初行使価額を上回らない限り行使が発生しません。また、当社が行使価額の修正開始を決定した場合においても、下限

行使価額以上でリセット価額が設定されるため、行使が発生する株価水準に配慮した設計となっております。

＜本新株予約権の留意点＞

本新株予約権は、下記④～⑦に記載のような留意点がありますが、当社としましては、上記①～③に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ④ 上記③に記載のとおり、原則として、株価が当初行使価額を上回らない限り行使は発生せず、また、当社が行使価額の修正開始を決定した場合でも、株価がリセット価額を下回って推移した場合は行使の蓋然性が低くなるため、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ⑤ 本新株予約権の行使により交付される株式数の上限は1,000,000株となっているため、その範囲において本新株予約権が全て下限行使価額で行使された場合、全額の資金調達が出来なくなります。
- ⑥ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、行使価額の修正により交付される株式数は変動しますが、株価の下落により行使価額が下方修正された場合には、行使により交付される株式数が増加いたします。
- ⑦ 本新株予約権の発行後、30連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の大証終値の全てが1,657円を下回った場合、当社は残存する本新株予約権の全部を取得することとなるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

- ⑧ 公募増資により一度に全株を発行する場合は、一時に資金を調達できる反面で1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本新株予約権においては、原則として発行決議日終値より高く設定されている当初行使価額で行使が発生すること、当社が行使価額修正の決定を行った場合においても、上記③に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待され、既存株主の利益に配慮しながら資金調達を行うことが可能であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,117,690,212	25,500,000	3,092,190,212

- (注) 1 上記金額は第8回乃至第11回新株予約権の合計額です。また、払込金額の総額は、発行価額の総額（第8回乃至第11回新株予約権合計17,690,212円）に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（第8回乃至第11回新株予約権合計3,100,000,000円）を合算した金額です。
- 2 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額3,092,190,212円については、当社成長戦略の実現に向けた医薬品等の開発に係る資金、細胞培養施設等の設置に係る資金、海外事業の推進に係る資金、共同研究に係る資金に加えて、有利子負債の返済に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 医薬品等の開発に係る資金	1,600	平成26年1月～平成29年12月
② 細胞培養施設等の設置に係る資金	800	平成25年10月～平成26年12月
③ 海外事業の推進に係る資金	400	平成25年12月～平成26年12月
④ 共同研究に係る資金	100	平成25年6月～平成26年10月
⑤ 有利子負債の返済	残額	平成25年7月～平成26年12月

（注）1 本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達できなかった場合には、手許資金に加え、借入金等を充当する予定です。

2 当社は調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

- ① 医薬品等の開発に係る資金（1,600 百万円）につきましては、平成26年1月から平成29年12月における第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験等に係る医薬品等開発資金に充当する予定です。当社は、平成25年4月に、国立大学法人九州大学と共同研究契約を締結し、樹状細胞ワクチンの治験薬 GMP（Good Manufacturing Practice）に準拠した細胞医薬品製造のためのフィージビリティスタディ（予備試験）を開始しており、今後、医薬品等の開発を推進してまいります。
- ② 細胞培養施設等の設置に係る資金（800 百万円）につきましては、平成25年10月から平成26年12月における契約医療機関向け等の細胞培養施設等設備投資に充当する予定です。当社は、基盤提携医療機関の拡大を積極的に行ってまいります。
- ③ 海外事業の推進に係る資金（400 百万円）につきましては、平成25年12月から平成26年12月における海外事業の推進のための設備投資（東南アジア及び中国等）等に充当する予定です。当社は、樹状細胞ワクチン療法を東南アジア及び中国等に拡大してまいります。
- ④ 共同研究に係る資金（100 百万円）につきましては、平成25年6月から平成26年10月における研究開発資金に充当する予定です。当社は、競争力・差別性の強化のため、大学との共同研究を推進し、がん抗原の実用化及びエビデンス（科学的根拠）の拡充等を図ってまいります。
- ⑤ 有利子負債の返済（残額）につきましては、平成25年7月から平成26年12月における借入金及び社債の返済に充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ① 本新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a) 予約権ハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が、第8回・第9回新株予約権については発行決議日終値の120%、第10回・第11回新株予約権については130%といういずれも高い水準に設定された新株予約権の部分）と(b) 予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）の価値の合計額を本新株予約権の払込金額としておりますが、算定に際しては、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、

(a) 予約権ハイアップ部分に関しては、

- (i) 本新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権が取得され得ることから、

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

新株予約権者は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること

(b) 予約権株数変動部分に関しては、

(ii) 当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること

(iii) 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと

(iv) 行使価額が修正され、当該修正が開始された後、大証終値がリセット価額を10取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うこと

という特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）と同じ水準である10%のディスカウントに基づき、当社株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果として算定されています。

② 本新株予約権の払込金額の算定については、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する部門が参考資料として当社に提供した試算結果について、当社は、本件発行に関する当社のリーガル・カウンセラーである外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ（東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル10階、代表者 外国法事務弁護士 ジョン・ハンター・マクスウェル）（以下「リンクレーターズ」といいます。）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、リンクレーターズから下記法律意見（*）の表明を受けております。

（*）法律意見書の骨子は以下の通りであります。

1 リンクレーターズが提出した法律意見書では、本新株予約権1個の払込金額が、会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」に該当するかを検討するにあたり、リンクレーターズに提供された実務慣行に係る情報及び計算結果が正しい等の一定の前提の下、払込金額の算定方法における前提条件及びロジックが、本新株予約権の権利内容及び本発行に付随関連する事情を前提とした場合に合理的であるか否かの点が検証されている。

2 たとえば、本新株予約権のハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が、第8回・第9回新株予約権については発行決議日終値の120%、第10回・第11回新株予約権については130%といういずれも高い水準に設定された新株予約権の部分）と新株予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）に分割して評価している点について、法的に一つの権利であっても有利発行性の検討過程では経済的性質が異なる点に着目して分割して各々評価することも合理的である旨の評価が与えられている。

3 上記で例示したような前提条件及びロジックの検証の積み重ねの結果、本件発行において採用した算定方法の前提条件及びロジックに不合理な点は認められず、本件発行において採用した払込金額の算定方法に従って計算された払込金額は「特に有利な金額」には該当しない旨結論付けられている。

③ リンクレーターズは、本件発行に関し、新株予約権要項、割当予定先と締結予定の買取契約及び有価証券届出書等の作成並びに有利発行性に関する法的分析に関して、平成25年5月15日付で当社と業務委託及びアドバイザリー契約を締結しておりますが、恒常的に当社と顧問契約を締結している法律事務所ではなく、当社の経営陣から一定程度独立した者と評価でき、また、本件発行に関して割当予定先とも契約関係を有しておりません。当社としては、新株予約権の発行実務・オプション取引に関する知識・経験及び同種案件の実績並びにリンクレーターズによる当社における本件発行の実務担当者及び監査役への説明の様子等に鑑みて、リンクレーターズを本件発行に係る業務を担当させるに相応しい十分な知識・経験を有する者と評価し、本件発行における関

連書類の作成及び有利発行性に関する分析等をリンクレーターズに依頼することを決定しました。リンクレーターズによる分析は、本新株予約権の払込金額が、割当予定先の準備した価格算定資料における算定結果と一致することをもって有利発行には該当しないとするのではなく、当社が採用した算定方法における前提事実及びロジックが法的判断に耐えうるものであるかの観点から分析されている点で当社としては当該意見自体も信頼に値するものであると考えました。かかるリンクレーターズの法律意見を考慮の上、当社は本新株予約権の払込金額が合理的であると判断いたしました。

- ④ 会社法上の職責に基づく監査として、監査役全員がリンクレーターズから有利発行性に関する法的分析について説明を受けました。かかる説明を受けて全監査役で以下の各点を確認した結果、本新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。
- (i) 本件発行においては、新株予約権の発行実務及びオプション取引並びにこれらに関連する法律問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、リンクレーターズがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
 - (ii) リンクレーターズは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること。
 - (iii) 当社取締役がそのようなリンクレーターズに対して有利発行性の法的分析を依頼していること。
 - (iv) リンクレーターズから本件発行担当取締役をはじめとする実務担当者への具体的な説明が行われたうえで、法律意見が提出されていること。
 - (v) 本件発行の決議を行った取締役会において、リンクレーターズの法律意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。
 - (vi) リンクレーターズは、本件発行に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しないという法律意見書を提出していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが当初行使価額で行使された場合における交付株式数は749,354株であり、発行決議日現在の当社議決権総数(131,348個)に対する比率は5.7%となります。また、本新株予約権の行使により交付される株式数の上限は1,000,000株に制限されているため、本新株予約権全てが下限行使価額で行使された場合においても交付株式数は最大1,000,000株となり、発行決議日現在の当社議決権総数(131,348個)に対する比率は7.6%と限定的であります。

また、本新株予約権の想定元本31億円に対し、当社株式の過去1年間における1日あたりの平均売買代金は1,407百万円であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成 24 年 9 月 30 日現在）

(1) 商 号	野村證券株式会社		
(2) 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 永井 浩二		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金 の 額	10,000 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 7 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	201,410 株		
(8) 事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	13,301 名 (単体)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家ならびに発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
(12) 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
(13) 当 社 と の 関 係 等			
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：32,700 株 (平成 24 年 12 月 31 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)			
決 算 期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
純 資 産	822,033	872,865	901,990
総 資 産	9,358,133	10,501,025	10,439,204
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	4,081,392	4,333,774	4,478,379
営 業 収 益	663,679	613,392	580,271
営 業 利 益	127,576	86,378	56,639
経 常 利 益	126,643	86,240	57,163
当 期 純 利 益	76,853	50,666	27,316
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	381,574.18	251,558.29	135,623.31
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	130,000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①国内外に投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、②同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は市場動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成 24 年 11 月 14 日付で関東財務局長宛に提出した第 12 期中半期報告書の平成 24 年 9 月 30 日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である矢崎 雄一郎は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後、平成 25 年 6 月 17 日付で締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

＜交付株式数の制限に係る合意＞

- ① 当社は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が累計で 1,000,000 株（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割又は当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割又は無償割当の割合に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割又は無償割当の基準日前に本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本新株予約権の行使（以下「上限株数超過行使」という。）を行わせない。
- ② 当社は、下記「＜割当予定先による行使制限措置＞②」に基づく割当予定先による確認に係る本新株予約権の行使が上限株数超過行使に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別添の発行要項（以下「要項」という。）第 8 項第(1)号に定める取得（残存する本新株予約権の全部の取得に限る。）の процедуруを行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限株数超過行使に該当しない場合、上限株数超過行使に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ③ 当社は、割当予定先による本新株予約権の行使が上限株数超過行使に該当する場合、本新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限株数超過行使に該当しない場合、上限株数超過行使に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、大証の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、制限超過行使又は上限株数超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使又は上限株数超過行使に該当しないかについて確認を行う。

＜割当予定先による新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成24年12月31日現在）	
矢崎 雄一郎	33.40%
旭化成株式会社	5.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.51%
大阪証券金融株式会社	1.88%
日本生命保険相互会社	1.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.45%
株式会社日立製作所	1.03%
株式会社アドバンスト・メディカル・ケア	0.76%
株式会社SBI証券	0.53%
マネックス証券株式会社	0.44%

（注）今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式の上限を 1,000,000 株としているため、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数は最大 10,000 個（発行決議日現在の当社議決権総数（131,348 個）に対する比率は 7.6%）であり、発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大証の企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
連 結 売 上 高	1,145 百万円	1,322 百万円	1,544 百万円
連結営業利益又は連結営業損失(△)	144 百万円	71 百万円	221 百万円
連結経常利益又は連結経常損失(△)	131 百万円	52 百万円	220 百万円
連 結 当 期 純 利 益 又は 連 結 当 期 純 損 失 (△)	76 百万円	16 百万円	99 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 たり 連 結 当 期 純 損 失 (△)	6.39 円	1.35 円	7.59 円
1 株 当 たり 配 当 金	0.60 円	0 円	0.80 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	77.89 円	98.75 円	106.56 円

(注) 平成 22 年 12 月期は、単体の数値となっております。なお、平成 23 年 12 月期第 1 四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	13,137,000 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	249,000 株	1.90%

(注) 現時点の行使価額における潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。なお、当該ストックオプションは、全て行使価額が予め定まっており、行使価額の修正条項は付されていません。

（3）最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
始 値	730 円	420 円	850 円
高 値	843 円	1,166 円	4,970 円
安 値	273 円	275 円	850 円
終 値	413 円	850 円	3,300 円

(注) 平成 25 年 12 月期については、平成 25 年 5 月 30 日現在で表示しております。

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	平成 24 年 12 月	平成 25 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
始 値	998 円	850 円	1,400 円	1,510 円	1,550 円	4,400 円
高 値	1,000 円	1,505 円	1,500 円	1,719 円	4,540 円	4,970 円
安 値	803 円	850 円	970 円	1,360 円	1,254 円	2,820 円
終 値	850 円	1,248 円	1,490 円	1,565 円	4,200 円	3,300 円

(注) 5月については、平成 25 年 5 月 30 日現在で表示しております。

③ 発行決議日における株価

	平成 25 年 5 月 31 日
始 値	3,400 円
高 値	3,460 円
安 値	3,170 円
終 値	3,315 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当

発行期日	平成 23 年 12 月 6 日		
発行株式数	697,000 株		
発行時の発行済み株式数	13,074,000 株		
発行価額	1 株につき 430 円		
資金調達の額	297,717,000 円 (差引手取概算額)		
割当先	旭化成株式会社 697,000 株		
当初の資金の使途・ 支出予定時期	具体的な使途	金額	支出予定時期
	契約医療機関への設備投資 (新規契約医療機関 (1ヶ所) への細胞加工施設等への設備投資)	97 百万円	平成 24 年 3 月～平成 24 年 8 月
	研究開発 (新規がん免疫療法及び新規がん抗原等に関する研究開発 (9 件))	100 百万円	平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月
	システム開発 (医療機関支援に関するシステム開発 (1 件))	100 百万円	平成 24 年 3 月～平成 25 年 4 月
現時点における資金の充当状況	上記調達資金については、当初の予定通り上記各資金使途に充当済みです。		

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

発 行 要 項

I. 第8回乃至第11回新株予約権の名称

テラ株式会社第8回乃至第11回新株予約権（以下、各回新株予約権を個別に「**本新株予約権**」といい、第8回乃至第11回新株予約権を総称してまたは個別に「**本件新株予約権**」という。）

II. 第8回乃至第11回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数 62 個
2. 新 株 予 約 権 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の目的である株式行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「**交付株式数**」という。）の 種 類 及 び は、12,500,000 円（以下「**出資金額**」という。）を行使価額（第3項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求によりその数の算定方法 義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「**出資金総額**」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第4項又は第5項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。
3. 新株予約権の行使 ①本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に定める出資金額とする。なお、修正開始日（第4項第(1)号に定義する。）後の包括行使に際して出資される財産の価額 請求（各本新株予約権につき、第14項第(2)号①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日（第6項第(1)号に定義する。）において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。第13項第(4)号に定義する。）又は個別行使請求（包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、第6項第(2)号に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。第13項第(5)号に定義する。）に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。
②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「**行使価額**」という。）は、第8回・第9回新株予約権については当初3,978円、第10回・第11回新株予約権については当初4,309円とする。ただし、第4項又は第5項に従い、修正又は調整される。
4. 行使価額の修正 ①当社は、平成25年6月19日以降、平成27年6月18日までの間（以下「**行使価額修正期間**」という。）、①当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、②修正開始日行使価額算定期間（本項第(2)号に定義する。）の株式会社大

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

阪証券取引所（株式会社東京証券取引所との現物市場統合が行われる平成25年7月16日以後は、株式会社東京証券取引所とする。以下株式会社大阪証券取引所の記載について同じ。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（行使価額修正の決定を行った日（以下「**行使価額修正決議日**」という。）の2銀行営業日後の日をいい、以下「**修正開始日**」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「**行使価額修正の決定**」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額及び行使価額修正決議日現在におけるリセット価額（本項第(3)号に定義する。）を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正開始日行使価額算定期間**」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「**修正開始日行使価額**」という。）に修正され、また、②修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「**決定日**」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間**」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）または当該決定日において有効なリセット価額（本項第(3)号に定義する。）のいずれか高い価額に、それぞれ修正される（修正後の行使価額（修正開始日行使価額を含む。）を以下「**修正後行使価額**」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,320円（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 修正開始日以後、10連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額（以下に定義する。）を下回った場合、当該10連続取引日（以下「**リセット価額判定期間**」という。）の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、第5項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正

後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、①当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）、または②リセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記①の価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 当社は、行使価額修正期間中、①本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は②本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。

(5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「**修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日

前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第18項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約

権の行使価額の調整の場合を除く。))。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使可能期間 (1)平成25年6月19日から平成28年6月17日までの期間(以下、当該期間の最終日を「**権利行使最終期日**」という。)とする。ただし、平成28年6月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
- (2)前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、第4項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「**包括行使請求書提出期間**」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「**個別行使可能期間**」という。)とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「**組織再編行為**」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、行使価額修正期間中に第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成27年6月18日までに第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成27年6月18日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本

この文書は、当社の第8回乃至第11回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

新株予約権を消却するものとする。

- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、30 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが 1,657 円（ただし、第 5 項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該 30 連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (5) 本項第(1)号又は第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (6) 本項第(1)号又は第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（第 13 項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

9. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個あたり第 8 回・第 9 回新株予約権については 79,075 円、第 10 回・第 11 回新株予約権については 63,588 円
10. 新株予約権の払込総額 第 8 回・第 9 回新株予約権については 4,902,650 円、第 10 回・第 11 回新株予約権については 3,942,456 円とする。
11. 新株予約権の割当日 平成 25 年 6 月 18 日
12. 新株予約権の払込期日 平成 25 年 6 月 18 日
13. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 行使価額修正期間中に第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成 27 年 6 月 18 日まで（当日を含む。）に、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (2) 平成 27 年 6 月 19 日以降に第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで（当日を含む。）に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3) 第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「**修正前行使価額**」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (4) 第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第 14 項第(2)号①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「**包括行使請求**」という。）の手続きを、本項第(6)号及び第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。

- (5) 前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「**個別行使請求**」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第 14 項第(2)号①に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 15 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び第 4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）の場合には、出資金総額を現金にて第 16 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「**指定口座**」という。）に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて第 17 項に定める決済取扱場所の所定の口座（以下「**決済口座**」という。）に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

14. 新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件 (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) ①包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(5)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第 4 項第(3)号に定める事由も発生せず、第

8 項第(1)号又は第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

②包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第 17 項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。

③権利行使最終期日の前銀行営業日に本号①に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から第 16 項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。

④包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。

(3)①第 18 項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。

②新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、第 4 項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

(4)第 4 項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。

(5)①以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

(i)当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合

(ii)当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(iii)当社の重要な財産が差し押さえられた場合

②本号①のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資

金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所 テラ株式会社 総務部
16. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部
17. 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部
18. 新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、第 14 項第(5)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第 4 項第(3)号に定める事由も発生せず、第 8 項第(1)号又は第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
19. 1単元の株式の数の定め廃止に伴う取扱い 当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
20. 譲渡による新株予約権の取得の制限 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全てを野村證券株式会社に割り当てる。
22. 申込期間 平成 25 年 6 月 18 日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額の算定理由 本新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a) 予約権ハイアップ部分（行使価額修正の決定前に存在する、行使価額が、第 8 回・第 9 回新株予約権については本新株予約権の発行決議日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 120%、第 10 回・第 11 回新株予約権については 130% といういずれも高い水準に設定された新株予約権の部分）と (b) 予約権株数変動部分（行使価額修正の決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）の価値の合計額を本新株予約権の払込金額としているが、算定に際しては、一般的なオプシ

この文書は、当社の第 8 回乃至第 11 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ョン価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、(a)予約権ハイアップ部分に関しては、(i)本新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社普通株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること、(b)予約権株数変動部分に関しては、(ii)当社の判断により行使価額修正の決定を行うことができること、(iii)行使価額修正の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと、(iv)行使価額が修正され、当該修正が開始された後、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値がリセット価額を10取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うことという特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社普通株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）と同じ水準である10%のディスカウントに基づき、当社普通株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果、本件新株予約権1個あたりの払込金額を、第8回・第9回新株予約権については79,075円、第10回・第11回新株予約権については63,588円とした。